

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年6月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年7月16日から同年8月5日まで縦覧に供する。

令和元年7月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 下池地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 水橋池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 原池地区	〃
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業) 兵庫地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 池の下地区	〃